

台湾最大 国際酒類専門展示会

「2020 台北国際酒展・純酒展」出展企業募集の御案内

いばらきグローバルビジネス推進協議会では、県内中小企業の酒類の海外販路開拓を支援するため、台湾最大の国際酒類専門展示会「2020 台北国際酒展・純酒展」の出展企業を募集します。台湾は、日本の農林水産物・食品輸出額が第4位で、アルコール飲料は約59億円輸出されています（2018年実績）。

アジア、台湾において販路開拓を希望される方は、是非、御活用ください。

1 2020 台北国際酒展・純酒展概要

会 期	2020年4月17日（金）～20日（月）
会 場	台北世界貿易センター
来 場 者	25カ国以上から代理店や輸出入業者、料飲店等が来場 2019年実績：32,074人（111社が出展）
主 催	展昭国際企業股份有限公司（台湾のイベント会社）

2 募集概要

募集対象	茨城県内に拠点を有する、酒類関連中小企業等
募集条件	(1) 現地会場において、実物展示・商談を行える輸出可能な商品を有していること。 (2) 輸出に対応できる社内体制を有していること。 (3) 会期中、ブースで商談に対応できるスタッフを配置できること。 (4) 会期中のアンケート調査及び終了後のフォローアップ調査に協力できること。
募 集 数	4社程度 ▼出展企業数に応じて1～2小間を共同使用する形式で出展します。 (位置やスペースは事務局で配分指定しますので選ぶことはできません。また、個々の装飾については全体デザインの都合上、事務局からの指示に従っていただく場合があります。) ▼1社当たりの占有スペースは、正規ブース(3m×3m)の1/2程度を想定しています。 ▼応募者が4社を超えたときは、上記の募集条件(出展体制)、出展の目的、商品のバランス等を考慮したうえで選考・決定しますので、お申込み(エントリー)いただいても出展できない場合があります。
費用負担	〈協議会負担〉 出展料、基本装飾費、通訳配置費 〈企業負担〉 スタッフの渡航旅費(航空賃、宿泊費等)、商品輸送費用、試食用食品代、その他個別に発生する経費等
申込方法	出展申込書に必要事項を御記入のうえ、下記あてにメール又はFAXでお申込みください。
申込締切	2020年2月12日（水）まで

【お問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会 事務局 担当 浅倉、石黒
(茨城県営業戦略部グローバル戦略チーム)

TEL:029-301-3529

FAX:029-301-3909

E-mail:global_1@pref.ibaraki.lg.jp

「2020 台北国際酒展・純酒展」

出展エントリー申込書

2020年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 事務局 行

(FAX 029-301-3909) (E-Mail global_1@pref.ibaraki.lg.jp)

企業名	フリガナ					
	和文					
	英文 (必須)					
代表者氏名						
所在地	〒					
資本金	万円		従業員数	名 (うちパート 名)		
TEL			FAX			
URL						
連絡担当者	部署・役職					
	氏名					
	E-mail					
展示予定品目	品目・商品名					
	商品概要					
追加装飾・備品	(必要になる備品等を記入してください。例：冷蔵庫、冷蔵ショーケースなど)					
出展体制	設営日	第1日	第2日	第3日	第4日	会期中と商品搬入時(設営時)における現地責任者
	人	人	人	人	人	
出展目的 (複数選択可)	取扱業者探し・エンドユーザーの開拓・その他()					
輸出体制 (複数選択可)	輸出担当者がある(兼務を含む)・商社/代理店等と連携対応している・担当者がいない					
輸出実績	無・有(輸出国:)					
海外展示会出展実績	無・有(展示会名:)					
海外対応状況 (複数選択可)	英文HP・英文パンフレット・英文商品資料・英語対応					

○ 当申込書は、出展を確定するものではありません。

○ 御記入いただいた個人情報、いばらきグローバルビジネス推進協議会が適切に管理し、本展示会に係る連絡調整、事業運営及び事業紹介に限定して利用します。

いばらきグローバルビジネス推進協議会事業 (2020 台北国際酒展・純酒展) 参加規定

いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）では、県内中小企業の酒類の海外販路開拓を支援するため、台湾最大の国際酒類専門展示会「2020 台北国際酒展・純酒展」への出展を支援します。

1 参加者の資格

県内に事業所を有する事業者及びそれを取りまとめる団体等で、「いばらきグローバルビジネス推進協議会」の会員及び会員になることが可能な者（以下「対象事業者」という。）。

2 対象商品

県内で製造され自社製品として販売される酒類等（以下「対象商品」という。）であり、台湾・アジア地域への輸出が可能であるもの。

3 出展対象展示会

「2020 台北国際酒展・純酒展」

4 会期

2020年4月17日（金）～20日（月）

5 会場

台北世界貿易センター（No.6, Songshou Road, Xinyi District, Taipei City, Taiwan）

6 申込方法

「出展エントリー申込書」に必要事項を記入のうえ、いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局に提出してください。なお、申込多数等により調整を要する場合は、選定のうえ、出展企業を決定します。

7 申込後のキャンセル

申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、対象事業者に生ずる損害について、県は一切責任を負いません。

8 費用負担

＜協議会が負担する経費＞

- (1) 出展料
- (2) 基本装飾費
- (3) 通訳配置費

＜対象事業者が負担する経費＞

上記(1)～(3)以外の次の経費は対象事業者の負担となります。例示すると次のとおりです。

- (1) スタッフの渡航旅費（航空費、宿泊費等）
- (2) 商品輸送費用
- (3) 試食用食品代
- (4) その他個別に発生する経費等

9 当該事業の実施見合わせ等

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部または一部が中止・中断された場合、これによって県内事業者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

10 違反による参加の取りやめ

協議会は、対象事業者が当該参加規定に違反した場合、当該対象事業者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、対象事業者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

11 個人情報保護法

協議会等に提出いただいた対象事業者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。なお、当該事業により支援する対象事業者及び対象商品の情報や各種写真等については、県議会や報道機関等に適宜公表する可能性がございますので、予めご了承ください。

12 知的財産権保護

協議会は、対象商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。対象事業者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

13 商談トラブル

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等にかかるトラブルについて、協議会は一切責任を負いません。

14 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、協議会が実施するアンケートにご回答いただきます。また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

15 規定外事項

当該参加規定に定めのない事項が発生した場合は、協議会、対象事業者及び関連事業者が協議の上、その対策を決定するものとします。